

家屋評価システムサーバーの借入に係る入札説明書

大分県総務部税務課

入札説明書

家屋評価システムサーバーの借入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

1 公告日

令和8年6月10日（水）

2 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

詳細については、別添「要求仕様書」のとおり。

(2) 借入予定期間

令和8年9月13日から令和13年9月12日まで（60ヶ月）

(3) 納入場所

別添「要求仕様書」のとおり。

(4) 契約について

当該契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約である。

そのため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合には、当該契約は解除となる。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部税務課課税班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2384

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム(以下、「共同利用型電子入札システム」という。)上に令和8年6月24日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、共同利用型電子入札システムで行うものとする。ただし、入札参加資格を有しているもののICカードを有しておらず、共同利用型電子入札システムにログインできない場合は、

必要な手続きを行うことで、紙による入札参加を認めるものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。

6 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) 事前に 8 に掲げる入札参加申請を行い、承認を受けたものであること。また、申請の際は機能等証明書(別添様式)を令和 8 年 6 月 24 日(木)17 時 00 分までに大分県総務部税務課課税班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (4) この調達に係る仕様書に基づき、共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) この公告の日から下記 10 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 共同利用型電子入札システムによる入札参加申請期限

令和 8 年 6 月 24 日（木） 17 時 00 分

9 共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和 8 年 6 月 29 日（月） 10 時 00 分

10 共同利用型電子入札システムによる開札予定日時

令和 8 年 6 月 30 日（火） 10 時 30 分

11 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、開札日当日に行うので対応できるようにすること。

12 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

13 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和 39 年大分県規則第 22 号)第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

14 入札参加時の注意点

- (1) 入札金額は 1 ヶ月の賃借料で行うので、60 月賃貸借料率で計算したうえで、1 ヶ月分に相当する金額を見積もりすること。
- (2) 入札には、上記 6 の (2) に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の経路を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附随する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。
- (4) 本入札に参加するには、事前に共同利用型電子入札システムにおけるログイン ID 及びパスワードの交付を受ける必要がある。

なお、入札参加資格を有しているものの I C カードを有しておらず、共同利用型電子入札システムに、ログインできない場合は、所定の手続きにより紙による入札参加が可能となる。

- (5) 入札金額の入力には、「入札参加通知」に記載されている 6 ケタの認証番号が必要であり、「入札参加通知」は、入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。

15 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

17 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和 39 年大分県規則第 22 号)第 5 条第 3 項第 10 号の規定により免除する。

18 契約書の作成

落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県税条例第 21 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間内に契約締結に応じないときには、契約の相手方となる資格を失う。

19 入札説明書等に関する質疑

- (1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（別紙）を次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 6 月 24 日（水）17 時 00 分

イ 提出場所

大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県総務部税務課税務課税班

電話番号 097-506-2384

FAX 097-506-1719

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に持参、郵送、又は FAX にて提出すること。

(2) (1)により質問票を受領したときは、文書で回答する。

(別紙)

質問票

質疑年月日	令和 8年 6月 日	
件名	家屋評価システムサーバーの借入に係る入札	
会社名		
責任者氏名		
連絡先 (住所・氏名等)		
	TEL	FAX
質疑内容		